各都道府県の中小企業振興条例の概要

1. 条例を制定している都道府県 46県 条例数 48(埼玉県、奈良県は中小企業と小規模企業を個別に作成)

2. 条例の規模

本則の条文数:8条~31条(平均15.8)

3. 条例の種類

(1)条例の目的

- ・中小企業、小規模企業の振興 43県(45条例) うち、中小企業23県、小規模企業3県、中小・小規模17県(埼玉、奈良含む)
 - ・産業の振興(※) 3県(茨城、鳥取、山口)

※条例の目的として中小企業が前面に出ているわけではないが、産業全体の振興に は中小企業等の振興が当然含まれている。

(2) 施策の規定

- ・基本施策(施策の基本方針)についてのみ規定 27県
- ・具体的な施策について個別の条文に規定 19県

(3) 実行を担保する規定の有無

①計画等の策定 20県

うち、議会の議決を要するもの 2県

審議会等の意見を聴くもの 6県

(審議会について振興条例の中で規定しているのは滋賀県のみ、後は別条例)

なお、多くは中小企業や関係団体の意見を聴くこととしている。

- ②施策の実施状況の報告、公表等 21県
- ③財政上の措置 42県

		計画等策定の有無	
		有り(20県)	無し (26 県)
施策の	基本のみ (27 県)	8県	19県
規定	個別あり(19 県)	12県	7 県

(3) 施行規則の有無

施行規則を制定している県 4県

条例の構成

(注) 各県で、章立てや条文の順番は様々なので、大まかに分類したもの。

- ○条例の目的、基本理念等についての規定
 - ・条例の目的 (46県)
 - ・用語の定義 (45県) 京都なし
 - ・基本理念 (44県)京都、大阪なし
- ○関係者の役割等についての規定

・都道府県の責務 (44県)京都、熊本なし

・中小企業の自助努力 (45県)京都なし

・中小企業支援(関係)団体の役割 (40県)

・金融機関の役割 (23県)

・大学等(高等教育機関、試験研究機関)の役割(25県)

・県民の理解と協力 (40県)

・県と市町村の連携・協力 (32県)※

※独立した条文があるのは5県、多くは「県の責務」の中に市町村等との連携について記載がある。これとは別に8県が「市町村の役割」を規定している。

上記以外に、大企業 (29県)、学校等 (8県)、県議会 (2県)、労働団体 (2県) の役割について規定している団体もある。

○中小企業の振興施策

- ・施策の基本方針を規定 (32県) うち個別規定なし27県
- ・施策について個別に規定 (19県) 個別の具体策以外に、小規模企業者への配慮、県の受注機会の確保、関係機関の連携、 市町村への協力等について規定している県も多い。

○施策の推進の措置等

・計画等の策定 (20県)

・実施状況の報告、公表 (21県)

財政上の措置 (42県)

上記以外に、施策等の検証(3)、調査・研究(6)、中小企業者等の意見の反映(1

5) 等について規定している団体もある。